

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの
 事業者の人員、設備及び運営の基準等を定める条例新旧対照表

新	旧
<p>目次</p> <p>第一章 略</p> <p>第二章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護</p> <p>第一節～第四節略</p> <p>第五節 共生型障害福祉サービスの基準（第四十四条の二―第四十四条の四）</p> <p>第六節 基準該当障害福祉サービスの基準（第四十五条―第四十九条）</p> <p>第三章 略</p> <p>第四章 生活介護</p> <p>第一節～第四節略</p> <p>第五節 共生型障害福祉サービスの基準（第九十五条の二―第九十五条の五）</p> <p>第六節 基準該当障害福祉サービスの基準（第九十六条―第九十八条）</p> <p>第五章 短期入所</p> <p>第一節～第四節略</p> <p>第五節 共生型障害福祉サービスの基準（第一百十条の二―第一百十条の四）</p> <p>第六節 基準該当障害福祉サービスの基準（第一百一十一条・第一百十二条）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 略</p> <p>第二章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護</p> <p>第一節～第四節略</p> <p>第五節 基準該当障害福祉サービスの基準（第四十五条―第四十九条）</p> <p>第三章 略</p> <p>第四章 生活介護</p> <p>第一節～第四節略</p> <p>第五節 基準該当障害福祉サービスの基準（第九十六条―第九十八条）</p> <p>第五章 短期入所</p> <p>第一節～第四節略</p> <p>第五節 基準該当障害福祉サービスの基準（第一百一十一条・第一百十二条）</p>

第六章・第七章略

第八章 自立訓練（機能訓練）

第一節～第四節略

第五節 共生型障害福祉サービスの基準（第百四十九条の二―第百四十九條の四）

第六節 基準該当障害福祉サービスの基準（第百五十條―第百五十一條）

（条）

第九章 自立訓練（生活訓練）

第一節～第四節略

第五節 共生型障害福祉サービスの基準（第百五十九條の二―第百五十九條の四）

第六節 基準該当障害福祉サービスの基準（第百六十條―第百六十一條）

（条）

第十章 就労移行支援

第一節～第三節略

第四節 運営の基準（第百六十七條の二―第百七十二條）

第十一章・第十二章略

第十三章 就労定着支援

第一節 基本方針（第百九十四條の二）

第二節 人員の基準（第百九十四條の三・第百九十四條の四）

第三節 設備の基準（第百九十四條の五）

第四節 運営の基準（第百九十四條の六―第百九十四條の十二）

第十四章 自立生活援助

第一節 基本方針（第百九十四條の十三）

第六章・第七章略

第八章 自立訓練（機能訓練）

第一節～第四節略

第五節 基準該当障害福祉サービスの基準（第百五十條―第百五十一條）

（条）

第九章 自立訓練（生活訓練）

第一節～第四節略

第五節 基準該当障害福祉サービスの基準（第百六十條―第百六十一條）

（条）

第十章 就労移行支援

第一節～第三節略

第四節 運営の基準（第百六十八條―第百七十二條）

第十一章・第十二章略

第二節 人員の基準（第九十四條の十四・第九十四條の十五）

第三節 設備の基準（第九十四條の十六）

第四節 運営の基準（第九十四條の十七―第九十四條の二十）

第十五章 共同生活援助

第一節 第四節略

第五節 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営の基準

第一款 この節の趣旨及び基本方針（第二百一條の二・第二百一條の二の二）

第二款 人員の基準（第二百一條の二の三・第二百一條の二の四）

第三款 設備の基準（第二百一條の二の五）

第四款 運営の基準（第二百一條の二の六―第二百一條の二の十）

第六節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営の基準

第一款 この節の趣旨及び基本方針（第二百一條の二の十一・第二百一條の二の三）

第二款 第四款略

第十六章 略

第十七章 略

第十八章 略

附則

（趣旨）

第一条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第三十條第一項第二号、第四十一條の二第一項各号並びに第四十三條第一項

第十三章 共同生活援助

第一節 第四節略

第五節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営の基準

第一款 この節の趣旨及び基本方針（第二百一條の二・第二百一條の三）

第二款 第四款略

第十四章 略

第十五章 略

第十六章 略

附則

（趣旨）

第一条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第三十條第一項第二号並びに第四十三條第一項及び第二項の規定に基づき、

及び第二項の規定に基づき、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準を定めるとともに、法第三十六条第三項第一号の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者の指定の要件を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 四略

五 共生型障害福祉サービス 法第四十一条の二第一項の申請に係る法第二十九条第一項の指定を受けた者による指定障害福祉サービスをいう。

六 略

七 多機能型 第七十九条の指定生活介護の事業、第四百二十二条の指定自立訓練（機能訓練）の事業、第五百五十二条の指定自立訓練（生活訓練）の事業、第六百六十二条の指定就労移行支援の事業、第七百七十三条の指定就労継続支援A型の事業、第八百八十六条の指定就労継続支援B型の事業、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下「指定通所支援基準」という。）第四条の指定児童発達支援の事業、指定通所支援基準第五十五条の指定医療型児童発達支援の事業、指定通所支援基準第六十五条の指定放課後等デイサービスの事業、指定通所支援基準第七十一条の七の指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び指定通所支援基準第七十二条の指定保育所等訪問支援の事業のうち二以上の事業を一体的に行うこと（指定通所支援基準に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準を定めるとともに、法第三十六条第三項第一号の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者の指定の要件を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 四略

五 略

六 多機能型 第七十九条の指定生活介護の事業、第四百二十二条の指定自立訓練（機能訓練）の事業、第五百五十二条の指定自立訓練（生活訓練）の事業、第六百六十二条の指定就労移行支援の事業、第七百七十三条の指定就労継続支援A型の事業、第八百八十六条の指定就労継続支援B型の事業、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下「指定通所支援基準」という。）第四条の指定児童発達支援の事業、指定通所支援基準第五十五条の指定医療型児童発達支援の事業、指定通所支援基準第六十五条の指定放課後等デイサービスの事業及び指定通所支援基準第七十二条の指定保育所等訪問支援の事業のうち二以上の事業を一体的に行うこと（指定通所支援基準に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。

(指定障害福祉サービス事業者の一般原則)

第三条 指定障害福祉サービス事業者(第三章、第四章及び第八章から第十五章までに掲げる事業を行うものに限る。)は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(以下「個別支援計画」という。)を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。

2・3略

(指定障害福祉サービス事業者の指定の要件)

第四条 指定障害福祉サービス事業者の指定の申請者は、法人でなければならない。ただし、療養介護に係る指定障害福祉サービス(以下「指定療養介護」という。)又は短期入所(病院又は診療所により行われるものに限る。)に係る指定障害福祉サービスの事業の申請者については、この限りでない。

第五節 共生型障害福祉サービスの基準

(共生型居宅介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準)

第四十四条の二 居宅介護に係る共生型障害福祉サービス(以下「共生型居宅介護」という。)の事業を行う指定訪問介護事業者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス等基準」という。)第五条第一項の指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定訪問介護事業所(指定居宅サービス等基準第五条第一項の指定訪問介護事業所をいう。以下同じ。)の従業者の員数が、当該指定訪

(指定障害福祉サービス事業者の一般原則)

第三条 指定障害福祉サービス事業者(第三章、第四章及び第八章から第十三章までに掲げる事業を行うものに限る。)は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(以下「個別支援計画」という。)を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。

2・3略

(指定障害福祉サービス事業者の指定の要件)

第四条 指定障害福祉サービス事業者の指定の申請者は、法人でなければならない。ただし、療養介護に係る指定障害福祉サービス(以下「指定療養介護」という。)の事業の申請者については、この限りでない。

問介護事業所が提供する指定訪問介護（指定居宅サービス等基準第四条の指定訪問介護をいう。以下同じ。）の利用者の数を指定訪問介護の利用者の数及び共生型居宅介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定訪問介護事業所として必要とされる数以上であること。

二 共生型居宅介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定居宅介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（共生型重度訪問介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準）

第四十四条の三 重度訪問介護に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型重度訪問介護」という。）の事業を行う指定訪問介護事業者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定訪問介護事業所の従業者の員数が、当該指定訪問介護事業所が提供する指定訪問介護の利用者の数を指定訪問介護の利用者の数及び共生型重度訪問介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定訪問介護事業所として必要とされる数以上であること。

二 共生型重度訪問介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定重度訪問介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第四十四条の四 第五条（第三項及び第四項を除く。）、第六条第二項及び第三項、第七条並びに前節（第四十四条を除く。）の規定は、共生型居宅介護及び共生型重度訪問介護の事業について準用する。

第六節 基準該当障害福祉サービスの基準

（運営に関する基準）

第五節 基準該当障害福祉サービスの基準

（運営に関する基準）

第四十九条 第五条第一項及び第四節(第二十二條第一項、第二十三條、第二十四條第一項、第二十八條、第三十三條及び第四十四條を除く。)の規定は、基準該当居宅介護の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十二條」とあるのは「第四十九條第一項において準用する第三十二條」と、第二十一條第二項中「次條第一項から第三項まで」とあるのは「第四十九條第一項において準用する次條第二項及び第三項」と、第二十四條第二項中「第二十二條第二項」とあるのは「第四十九條第一項において準用する第二十二條第二項」と、第二十六條第一号中「次條第一項」とあるのは「第四十九條第一項において準用する次條第一項」と、第二十七條第一項中「第六條第二項」と、第三十一條第三項中「第二十七條」とあるのは「第四十九條第一項において準用する第二十七條」と、第三十二條中「第三十六條」とあるのは「第四十九條第一項において準用する第三十六條」と読み替えるものとする。

2 第五条第二項から第四項まで、第四節(第二十二條第一項、第二十三條、第二十四條第一項、第二十八條、第三十三條及び第四十四條を除く。)及び第四十五條から前條までの規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十二條」とあるのは「第四十九條第二項において準用する第三十二條」と、第二十一條第二項中「次條第一項から第三項まで」とあるのは「第四十九條第二項において準用する次條第二項及び第三項」と、第二十四條第二項中「第二十二條第二項」とあるのは「第四十九條第二項において準用する第二十二條第二項」と、第二十六條第一号中「次條第一項」とあるのは「第四十九條第二項において準用する次條第一項」と、第二十七條第一項中「第六條第二

第四十九条 第五条第一項及び前節(第二十二條第一項、第二十三條、第二十四條第一項、第二十八條、第三十三條及び第四十四條を除く。)の規定は、基準該当居宅介護の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十二條」とあるのは「第四十九條第一項において準用する第三十二條」と、第二十一條第二項中「次條第一項から第三項まで」とあるのは「第四十九條第一項において準用する次條第二項及び第三項」と、第二十四條第二項中「第二十二條第二項」とあるのは「第四十九條第一項において準用する第二十二條第二項」と、第二十六條第一号中「次條第一項」とあるのは「第四十九條第一項において準用する次條第一項」と、第二十七條第一項中「第六條第二項」と、第三十一條第三項中「第二十七條」とあるのは「第四十九條第一項において準用する第二十七條」と、第三十二條中「第三十六條」とあるのは「第四十九條第一項において準用する第三十六條」と読み替えるものとする。

2 第五条第二項から第四項まで、前節(第二十二條第一項、第二十三條、第二十四條第一項、第二十八條、第三十三條及び第四十四條を除く。)及び第四十五條から前條までの規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十二條」とあるのは「第四十九條第二項において準用する第三十二條」と、第二十一條第二項中「次條第一項から第三項まで」とあるのは「第四十九條第二項において準用する次條第二項及び第三項」と、第二十四條第二項中「第二十二條第二項」とあるのは「第四十九條第二項において準用する第二十二條第二項」と、第二十六條第一号中「次條第一項」とあるのは「第四十九條第二項において準用する次條第一項」と、第二十七條第一項中「第六條第二

項」とあるのは「第四十五条第三項」と、第三十一条第三項中「第二十七條」とあるのは「第四十九条第二項において準用する第二十七條」と、第三十二条中「第三十六條」とあるのは「第四十九条第二項において準用する第三十六條」と、第四十八条第一項第二号中「第四十五条第三項」とあるのは「第四十九条第二項において準用する第四十五条第三項」と、同条第二項中「次条第一項」とあるのは「第四十九条第二項」と読み替えるものとする。

(職場への定着のための支援の実施)

第八十七条の二 指定生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター(障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)第二十七条第二項の障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。)等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

第五節 共生型障害福祉サービスの基準

(共生型生活介護の事業を行う指定児童発達支援事業者等の基準)

第九十五条の二 生活介護に係る共生型障害福祉サービス(以下「共生型生活介護」という。)の事業を行う指定児童発達支援事業者(指定通所支援基準第五条第一項の指定児童発達支援事業者をいう。)又は指定放課後等デイサービス事業者(指定通所支援基準第六十六条第一項の指定放課後等デイサービス事業者をいう。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定児童発達支援事業所(指定通所支援基準第五条第一項の指定児童発達支援事業所をいう。第二百二条において同じ。)又は指定放課

「とあるのは「第四十五条第三項」と、第三十一条第三項中「第二十七條」とあるのは「第四十九条第二項において準用する第二十七條」と、第三十二条中「第三十六條」とあるのは「第四十九条第二項において準用する第三十六條」と、第四十八条第一項第二号中「第四十五条第三項」とあるのは「第四十九条第二項において準用する第四十五条第三項」と、同条第二項中「次条第一項」とあるのは「第四十九条第二項」と読み替えるものとする。

後等デイサービス事業所（指定通所支援基準第六十六条第一項の指定放課後等デイサービス事業所をいう。第二百二条において同じ。）（以下「指定児童発達支援事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定児童発達支援事業所等が提供する指定児童発達支援（指定通所支援基準第四条の指定児童発達支援をいう。）又は指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準第六十五条の指定放課後等デイサービスをいう。）（以下「指定児童発達支援等」という。）を受ける障害児の数を指定児童発達支援等を受ける障害児の数及び共生型生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定児童発達支援事業所等として必要とされる数以上であること。

二 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者等の基準）

第九十五条の三 共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準第九十三条第一項の指定通所介護事業者をいう。）

又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第二十條第一項の指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（以下「指定通所介護事業者等」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第九十三条第一項の指定通所介護事業所をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第二十条第一項の指定地域密着型通所介

護事業所をいう。) (以下「指定通所介護事業所等」という。) の食堂及び機能訓練室(指定居室サービス等基準第九十五条第二項第一号又は指定地域密着型サービス基準第二十二条第二項第一号の食堂及び機能訓練室をいう。以下同じ。) の面積を、指定通所介護(指定居室サービス等基準第九十二条の指定通所介護をいう。) 又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準第十九条の指定地域密着型通所介護をいう。) (以下「指定通所介護等」という。) の利用者の数と共生型生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。

二 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。

三 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第九十五条の四 共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項の指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項の指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。) 又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設

備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第四十四条第一項の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項の指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第一項の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項若しくは第七十一条第一項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第一項の登録者をいう。以下同じ。）の数と共生型生活介護、共生型自立訓練（機能訓練）（第四百四十九条の二の共生型自立訓練（機能訓練）をいう。）若しくは共生型自立訓練（生活訓練）（第五百五十九条の二の共生型自立訓練（生活訓練）をいう。）又は共生型児童発達支援（指定通所支援基準第五十四条の二の共生型児童発達支援をいう。）若しくは共生型放課後等デイサービス（指定通所支援基準第七十一条の二の共生型放課後等デイサービスをいう。）（以下「共生型通いサービス」という。）を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害

児の数の合計数の上限をいう。以下この条、第四百四十九条の三及び第百五十九条の三において同じ。）を二十九人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六十三条第七項のサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）、「サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第七十一条第八項のサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第七項のサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第九十七条において同じ。）（以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）にあつては、十八人）以下とすること。

二 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第六十二条の指定小規模多機能型居宅介護をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第七十条の指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型介護予防サービス基準第四十三条の指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護等」という。）のうち通いサービス（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項若しくは第七十一条第一項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第一項の通いサービスをいう。以下同じ。）の利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の一日当たりの上限をいう。以下この条、第四百四十九条

の三及び第百五十九条の三において同じ。)を登録定員の二分の一から十五人(登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては次の表の上欄に掲げる登録定員の人数に同じ)それぞれ同表の下欄に定める利用定員の人数、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては十二人)までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
二十六人又は二十七人	十六人
二十八人	十七人
二十九人	十八人

三 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂(指定地域密着型サービス基準第六十七条第二項第一号若しくは第百七十五条第二項第一号又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十八条第二項第一号の居間及び食堂をいう。以下同じ。)は、機能を十分に發揮しうる適当な広さを有すること。

四 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十三条若しくは第百七十一条又は指定地域密着型介護

予防サービス基準第四十四条に規定する基準を満たしていること。

五 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第九十五条の五 第十条から第十八条まで、第二十条、第二十一条、第二十三条、第二十四条、第二十九条、第三十七条から第四十二条まで、第五十二条、第五十九条から第六十二条まで、第六十八条、第七十条から第七十二条まで、第七十五条から第七十七条まで、第七十九条、第八十一条及び前節(第九十五条を除く。)の規定は、共生型生活介護の事業について準用する。

第六節 基準該当障害福祉サービスの基準

(基準該当生活介護の基準)

第九十六条 生活介護に係る基準該当障害福祉サービス(第二百六条の特
定基準該当生活介護を除く。以下この節において「基準該当生活介護」という。)の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定通所介護事業者等であつて、地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護等を提供するものであること。

第五節 基準該当障害福祉サービスの基準

(基準該当生活介護の基準)

第九十六条 生活介護に係る基準該当障害福祉サービス(第二百六条の特
定基準該当生活介護を除く。以下この節において「基準該当生活介護」という。)の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定通所介護事業者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス等基準」という。))第九十三条第一項の指定通所介護事業者をいう。)又は指定地域密着型通所介護事業者(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。))第二十条第一項の指定地域密着型通所介護事業者をいう。)(以下「指定通所介護事業者等」という。)であつて、地域において生活介護が

二 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数と基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。

三・四略

(指定小規模多機能型居宅介護事業等に関する特例)

第九十七条 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者等(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者を除く。第十一條、第五十條の二及び第六十條の二において同じ。)が地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護等(指定介護予防小規模多機能型居宅介護を除く。第十一條、第五十條の二及び第六十條の二において同じ。)のうち通いサービス(指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四條第一項の通いサービスを除く。以下この條、第十一條、第五十條の二及び第六十條の二において同じ。)を提供す

提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護(指定居宅サービス等基準第九十二條の指定通所介護をいう。)又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準第十九條の指定地域密着型通所介護をいう。)(以下「指定通所介護等」という。)を提供するものであること。

二 指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準第九十三條第一項の指定通所介護事業所をいう。)又は指定地域密着型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準第二十條第一項の指定地域密着型通所介護事業所をいう。)(以下「指定通所介護事業所等」という。)(食堂及び機能訓練室(指定居宅サービス等基準第九十五條第二項第一号又は指定地域密着型サービス基準第二十二條第二項第一号の食堂及び機能訓練室をいう。以下同じ。)の面積を、指定通所介護等の利用者の数と基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。

三・四略

(指定小規模多機能型居宅介護事業等に関する特例)

第九十七条 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者等(指定地域密着型サービス基準第六十三條第一項の指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。第十一條第一号、第五十條の二及び第六十條の二において同じ。)又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準第七十一條第一項の指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。同号、第五十條の二及び第六十條の二において同じ。)が地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第六十二條の指定小規模多

る場合には、当該通いサービスを基準該当生活介護と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条、第一百一十一条、第五十条の二及び第六十条の二において同じ。）を基準該当生活介護事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については、適用しない。

一 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第一項の登録者を除く。第五十条の二第一号及び第六十条の二第一号において同じ。）の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第五十条の二の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第六十条の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成二十四年岡山県条例第四十九号。以下「指定通所支援基準条例」という。）第五十五条の八の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス

機能型居宅介護をいう。同号、第五十条の二及び第六十条の二において同じ。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第七十条の指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。同号、第五十条の二及び第六十条の二において同じ。）のうち通いサービス（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項又は第七十一条第一項の通いサービスをいう。以下同じ。）を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当生活介護と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項の指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）を基準該当生活介護事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については、適用しない。

一 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項又は第七十一条第一項の登録者をいう。第五十条の二第一号及び第六十条の二第一号において同じ。）の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第五十条の二の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第六十条の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成二十四年岡山県条例第四十九号。以下「指定通所支援基準条例」という。）第五十五条の八の規定により基準該当児童発達支援とみなされ

若しくは指定通所支援基準条例第七十二条の四において準用する指定通所支援基準条例第五十五条の八の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を二十九人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等（サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条、第一百一十一条、第百五十条の二及び第百六十条の二において同じ。）にあつては、十八人）以下とすること。

二 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第百五十条の二の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第百六十条の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第五十五条の八の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第七十二条の四において準用する指定通所支援基準条例第五十五条の八の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の一日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。）を登録定員の二分の一から十五人（登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては次の表の上欄に掲げる登録定員の人数に応じそれぞれ同表の下欄に定める利用定員の人数、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては十二人）までの範囲内とすること。

る通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第七十二条の四において準用する指定通所支援基準条例第五十五条の八の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を二十九人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六十三条第七項のサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）にあつては、十八人）以下とすること。

二 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第百五十条の二の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第百六十条の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第五十五条の八の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第七十二条の四において準用する指定通所支援基準条例第五十五条の八の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の一日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。）を登録定員の二分の一から十五人（登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては次の表の上欄に掲げる登録定員の人数に応じそれぞれ同表の下欄に定める利用定員の人数、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては十二人）までの範囲内とすること。

略

三 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂（指定地域密着型介護予防サービス基準第四十八条第二項第一号の居間及び食堂を除く。第二百五十条の二第三号及び第六十条の二第三号において同じ。）は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

四・五略

（従業者の員数）

第百条 第五条第八項に規定する施設が指定短期入所の事業を行う事業所（以下この章において「指定短期入所事業所」という。）として当該施設と一体的に運営を行う事業所（以下この章において「併設事業所」という。）を設置する場合において、当該施設及び当該併設事業所に置くべき従業者の総数は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める数とする。

一 略

二 第五十三條第一項の指定自立訓練（生活訓練）事業者（規則第二十五條第七号の宿泊型自立訓練（イ）において「宿泊型自立訓練」という。）の事業を行う者に限る。）、「第九十六條第一項の指定共同生活援助事業者、第二百一條の二の日中サービス支援型指定共同生活援助事業者又は第二百一條の四第一項の外部サービス利用型指定共同生活援助事業者（以下この章において「指定自立訓練（生活訓練）事業者等」という。）である当該施設が、指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合 イ又はロに掲げる指定短期入所を提供する時

略

三 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂（指定地域密着型サービス基準第六十七條第二項第一号又は第七十五條第二項第一号の居間及び食堂をいう。第二百五十条の二第三号及び第六十条の二第三号において同じ。）は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

四・五略

（従業者の員数）

第百条 第五条第八項に規定する施設が指定短期入所の事業を行う事業所（以下この章において「指定短期入所事業所」という。）として当該施設と一体的に運営を行う事業所（以下この章において「併設事業所」という。）を設置する場合において、当該施設及び当該併設事業所に置くべき従業者の総数は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める数とする。

一 略

二 第五十三條第一項の指定自立訓練（生活訓練）事業者（規則第二十五條第七号の宿泊型自立訓練（イ）において「宿泊型自立訓練」という。）の事業を行う者に限る。）、「第九十六條第一項の指定共同生活援助事業者又は第二百一條の四第一項の外部サービス利用型指定共同生活援助事業者（以下この章において「指定自立訓練（生活訓練）事業者等」という。）である当該施設が、指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合 イ又はロに掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれイ又はロに定める数

間帯に応じ、それぞれイ又はロに定める数

イ 指定短期入所と同時に第五十二条の指定自立訓練（生活訓練）（宿泊型自立訓練に係るものに限る。）、第九十五条の指定共同生活援助、第二百一条の二の日中サービス支援型指定共同生活援助又は第二百一条の二の十一の外部サービス利用型指定共同生活援助（以下この章において「指定自立訓練（生活訓練）等」という。）を提供する時間帯 指定自立訓練（生活訓練）事業所等（当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等が設置する当該指定に係る指定自立訓練（生活訓練）事業所（第五十三条第一項の指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）、指定共同生活援助事業所（第九十六条第一項の指定共同生活援助事業所をいう。）、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所（第二百一条の二の三第一項の日中サービス支援型指定共同生活援助事業所をいう。以下この章において同じ。）又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（第二百一条の四第一項の外部サービス利用型指定共同生活援助事業所をいう。以下この章において同じ。）の利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

ロ 略

2 法第五条第八項に規定する施設が、その施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所（以下この章において「空床利用型事業所」という。）に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる場合に応じ

イ 指定短期入所と同時に第五十二条の指定自立訓練（生活訓練）（宿泊型自立訓練に係るものに限る。）、第九十五条の指定共同生活援助又は第二百一条の二の外部サービス利用型指定共同生活援助（以下この章において「指定自立訓練（生活訓練）等」という。）を提供する時間帯 指定自立訓練（生活訓練）事業所等（当該指定自立訓練（生活訓練）事業所（第五十三条第一項の指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）、指定共同生活援助事業所（第九十六条第一項の指定共同生活援助事業所をいう。）又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（第二百一条の四第一項の外部サービス利用型指定共同生活援助事業所をいう。以下この章において同じ。）の利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

ロ 略

2 法第五条第八項に規定する施設が、その施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所（以下この章において「空床利用型事業所」という。）に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる場合に応じ

、当該各号に定める数とする。

一 略

二 指定自立訓練（生活訓練）事業者等（第二百一条の二の日中サービス支援型指定共同生活援助事業者を除く。）である当該施設が、指定短期入所事業所として空床利用型事業所を設置する場合 イ又はロに掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれイ又はロに定める数

イ 指定短期入所と同時に指定自立訓練（生活訓練）等（第二百一条の二の日中サービス支援型指定共同生活援助を除く。）を提供する時間帯 当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等（日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を除く。以下この号において同じ。）の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

ロ 略

3 併設事業所又は空床利用型事業所以外の指定短期入所事業所（以下この章において「単独型事業所」という。）に置くべき生活支援員の員数は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める数とする。

一 指定生活介護事業所、第四百四十三条第一項の指定自立訓練（機能訓練）事業所、第五百五十三条第一項の指定自立訓練（生活訓練）事業所、第六百六十三条第一項の指定就労移行支援事業所、第七百七十四条第一項の指定就労継続支援A型事業所、指定就労継続支援B型事業所（第八百八十六条の指定就労継続支援B型の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。以下同じ。）、第九百九十六条第一項の指定共同生活援

、当該各号に定める数とする。

一 略

二 指定自立訓練（生活訓練）事業者等である当該施設が、指定短期入所事業所として空床利用型事業所を設置する場合 イ又はロに掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれイ又はロに定める数

イ 指定短期入所と同時に指定自立訓練（生活訓練）等を提供する時間帯 当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等（日中サービス支援型指定共同生活援助を除く。）の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

ロ 略

3 併設事業所又は空床利用型事業所以外の指定短期入所事業所（以下この章において「単独型事業所」という。）に置くべき生活支援員の員数は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める数とする。

一 指定生活介護事業所、第四百四十三条第一項の指定自立訓練（機能訓練）事業所、第五百五十三条第一項の指定自立訓練（生活訓練）事業所、第六百六十三条第一項の指定就労移行支援事業所、第七百七十四条第一項の指定就労継続支援A型事業所、指定就労継続支援B型事業所（第八百八十六条の指定就労継続支援B型の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。以下同じ。）、第九百九十六条第一項の指定共同生活援

助事業所、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所又は指定障害児通所支援事業所（児童福祉法第二十一条の五の三第一項の指定通所支援の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。）（以下この章において「指定生活介護事業所等」という。）において指定短期入所の事業を行う場合 イ又はロに掲げる指定短期入所の事業を行う時間帯に応じ、それぞれイ又はロに掲げる数

イ 指定生活介護、第四百四十二条の指定自立訓練（機能訓練）、第五十二条の指定自立訓練（生活訓練）、第七十三条の指定就労継続支援A型、第八十六条の指定就労継続支援B型、第九十五条の指定共同生活援助、第二百一条の二の日中サービス支援型指定共同生活援助、第二百一条の二の十一の外部サービス利用型指定共同生活援助又は児童福祉法第二十一条の五の三第一項の指定通所支援のサービス提供時間 当該指定生活介護事業所等の利用者の数及び当該単独型事業所の利用者の数の合計数を当該指定生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

ロ 略

二 略

第五節 共生型障害福祉サービスの基準

（共生型短期入所の事業を行う指定短期入所生活介護事業者等の基準）

第一百十条の二 短期入所に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型短期入所」という。）の事業を行う指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準第二百一条第一項の指定短期入所生活介護事業者を

助事業所、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所又は指定障害児通所支援事業所（児童福祉法第二十一条の五の三第一項の指定通所支援の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。）（以下この章において「指定生活介護事業所等」という。）において指定短期入所の事業を行う場合 イ又はロに掲げる指定短期入所の事業を行う時間帯に応じ、それぞれイ又はロに掲げる数

イ 指定生活介護、第四百四十二条の指定自立訓練（機能訓練）、第五十二条の指定自立訓練（生活訓練）、第七十三条の指定就労継続支援A型、第八十六条の指定就労継続支援B型、第九十五条の指定共同生活援助、第二百一条の二の外部サービス利用型指定共同生活援助又は児童福祉法第二十一条の五の三第一項の指定通所支援のサービス提供時間 当該指定生活介護事業所等の利用者の数及び当該単独型事業所の利用者の数の合計数を当該指定生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

ロ 略

二 略

いう。)又は指定介護予防短期入所生活介護事業者(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十五号。以下「指定介護予防居宅サービス等基準」という。)(第二百二十九条第一項の指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。)(が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- 一 指定短期入所生活介護事業所(指定居宅サービス等基準第二百二十九条第一項の指定短期入所生活介護事業所をいう。)(又は指定介護予防短期入所生活介護事業所(指定介護予防居宅サービス等基準第二百二十九条第一項の指定介護予防短期入所生活介護事業所をいう。)(以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。)(の居室の面積を、指定短期入所生活介護(指定居宅サービス等基準第二百二十九条の指定短期入所生活介護をいう。)(又は指定介護予防短期入所生活介護(指定介護予防居宅サービス等基準第二百二十八条の指定介護予防短期入所生活介護をいう。)(以下「指定短期入所生活介護等」という。)(の利用者の数と共生型短期入所の利用者の数の合計数で除して得た面積が一〇・六五平方メートル以上であること。

二 指定短期入所生活介護事業所等の従業者の員数が、当該指定短期入所生活介護事業所等が提供する指定短期入所生活介護等の利用者の数を指定短期入所生活介護等の利用者の数及び共生型短期入所の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

三 共生型短期入所の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型短期入所の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の
基準)

第一百十条の三 共生型短期入所の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定小規模多機能型居宅介護事業所等に個室(指定地域密着型サービス基準第六十七条第二項第二号ハ若しくは第七十五条第二項第二号ハ又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十八条第二項第二号ハの個室をいう。以下この号において同じ。)以外の宿泊室を設ける場合は、当該個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービス(指定地域密着型サービス基準第六十三条第五項若しくは第七十一条第六項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第五項の宿泊サービスをいう。次号において同じ。)の利用定員から個室の定員数を減じて得た数で除して得た面積が、おおむね七・四三平方メートル以上であること。

二 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する宿泊サービスの利用者の数を宿泊サービスの利用者の数及び共生型短期入所の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。

三 共生型短期入所の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第一百十条の四 第十条、第十二条から第十八条まで、第二十条、第二十一条、第二十三条、第二十四条、第二十九条、第三十条、第三十七条から

第四十三条まで、第五十二条、第六十二条、第六十八条、第七十条から第七十二条まで、第七十五条、第七十六条、第八十九条、第九十二条から第九十四条まで、第九十九条及び前節（第九十九条及び第一百条を除く。）の規定は、共生型短期入所の事業について準用する。

第六節 基準該当障害福祉サービスの基準

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

第百十一条 短期入所に係る基準該当障害福祉サービス（以下この節において「基準該当短期入所」という。）の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定小規模多機能型居宅介護事業者等であつて、第九十七条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第五十条の二の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第百六十条の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第五十五条の八の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第七十二条の四において準用する指定通所支援基準条例第五十五条の八の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護等のうち宿泊サービス（指定地域密着型サービス基準第六十三条第五項又は第百七十一条第六項の宿泊サービスをいう。以下この条において同じ。）を提供するものであること。

二 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスの利用定

第五節 基準該当障害福祉サービスの基準

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

第百十一条 短期入所に係る基準該当障害福祉サービス（以下この節において「基準該当短期入所」という。）の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者であつて、第九十七条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第五十条の二の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第百六十条の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第五十五条の八の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第七十二条の四において準用する指定通所支援基準条例第五十五条の八の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち宿泊サービス（指定地域密着型サービス基準第六十三条第五項又は第百七十一条第六項の宿泊サービスをいう。以下この条において同じ。）を提供するものであること。

二 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスの利用定

員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスを利用する者の数と基準該当短期入所の提供を受ける障害者及び障害児の数の合計数の一日当たりの上限をいう。以下この条において同じ。）を
通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と第九十七条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第百五十条の二の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第百六十条の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第五十五条の八の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第七十二条の四において準用する指定通所支援基準条例第五十五条の八の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の一日当たりの上限をいう。）の三分の一から九人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所）にあつては、六人）までの範囲内とすること。

三・四略

（従業者の員数）

第百十四条 1～3略

4 第二項のサービス提供責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

（指定重度障害者等包括支援の取扱方針）

第百二十条 指定重度障害者等包括支援事業者は、次条第一項の重度障害者等包括支援計画に基づき、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定重度障

員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスを利用する者の数と基準該当短期入所の提供を受ける障害者及び障害児の数の合計数の一日当たりの上限をいう。以下この条において同じ。）を
通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と第九十七条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第百五十条の二の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第百六十条の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第五十五条の八の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第七十二条の四において準用する指定通所支援基準条例第五十五条の八の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の一日当たりの上限をいう。）の三分の一から九人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所）にあつては、六人）までの範囲内とすること。

三・四略

（従業者の員数）

第百十四条 1～3略

4 第二項のサービス提供責任者のうち、一人以上は、専任かつ常勤でなければならない。

（指定重度障害者等包括支援の取扱方針）

第百二十条 指定重度障害者等包括支援事業者は、次条第一項のサービス利用計画に基づき、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定重度障害者等包

害者等包括支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならぬ。

2・3略

(重度障害者等包括支援計画の作成)

第二百一十一条 サービス提供責任者は、利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、週を単位として、具体的なサービスの内容等を記載した重度障害者等包括支援計画を作成しなければならない。

括支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならぬ。

2・3略

(サービス利用計画の作成)

第二百一十一条 サービス提供責任者は、利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、週を単位として、具体的なサービスの内容等を記載した重度障害者等包括支援サービス利用計画(以下この章において「サービス利用計画」という。)を作成しなければならない。

2 サービス提供責任者は、サービス利用計画の作成に当たっては、サービス担当者会議(サービス提供責任者がサービス利用計画の作成のためにサービス利用計画の原案に位置付けた障害福祉サービスの担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議をいう。)の開催、担当者に対する照会等により担当者から専門的な見地からの意見を求めるものとする。

3 サービス提供責任者は、サービス利用計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該サービス利用計画を交付しなければならない。

4 サービス提供責任者は、サービス利用計画作成後においても、当該サービス利用計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該サービス利用計画の変更を行うものとする。

5 第一項から第三項までの規定は、前項のサービス利用計画の変更について準用する。

第四百四十二条 自立訓練(機能訓練)(規則第六条の六第一号の自立訓練(機能訓練)をいう。以下同じ。)に係る指定障害福祉サービス(以下

2 サービス提供責任者は、重度障害者等包括支援計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該重度障害者等包括支援計画を交付しなければならない。

3 サービス提供責任者は、重度障害者等包括支援計画作成後においても、当該重度障害者等包括支援計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該重度障害者等包括支援計画の変更を行うものとする。

4 第一項及び第二項の規定は、前項の重度障害者等包括支援計画の変更について準用する。

第四百四十二条 自立訓練(機能訓練)(規則第六条の六第一号の自立訓練(機能訓練)をいう。以下同じ。)に係る指定障害福祉サービス(以下

「指定自立訓練（機能訓練）」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、同号に規定する期間にわたり、身体機能又は生活能力の維持、向上等のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（準用）

第四百四十九条 第十条から第二十一条まで、第二十三条、第二十四条、第二十九条、第三十七条から第四十二条まで、第五十九条から第六十二条まで、第六十八条、第七十条から第七十二条まで、第七十五条から第七十七条まで及び第八十七条の二から第九十四条までの規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十二条」とあるのは「第四百四十九条において準用する第九十一条」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第四百四十六条第一項」と、第二十四条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第四百四十六条第二項」と、第五十九条第一項中「次条第一項」とあるのは「第四百四十九条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、第六十条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第六十一条中「前条」とあるのは「第四百四十九条において準用する前条」と、第七十七条第二項第一号中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第二号中「第五十五条第一項」とあるのは「第四百四十九条において準用する第二十条第一項」と、同項第三号中「第六十七条」とあるのは「第四百四十九条において準用する第九十条」と、同項第四号中「第七十五条第二項」とあるのは「第四百四十九条において準用する第七十五条第二項」と、同

「指定自立訓練（機能訓練）」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、規則第六条の七第一号に規定する者に対して、規則第六条の六第一号に規定する期間にわたり、身体機能又は生活能力の維持、向上等のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（準用）

第四百四十九条 第十条から第二十一条まで、第二十三条、第二十四条、第二十九条、第三十七条から第四十二条まで、第五十九条から第六十二条まで、第六十八条、第七十条から第七十二条まで、第七十五条から第七十七条まで及び第八十八条から第九十四条までの規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十二条」とあるのは「第四百四十九条において準用する第九十一条」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第四百四十六条第一項」と、第二十四条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第四百四十六条第二項」と、第五十九条第一項中「次条第一項」とあるのは「第四百四十九条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、第六十条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第六十一条中「前条」とあるのは「第四百四十九条において準用する前条」と、第七十七条第二項第一号中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第二号中「第五十五条第一項」とあるのは「第四百四十九条において準用する第二十条第一項」と、同項第三号中「第六十七条」とあるのは「第四百四十九条において準用する第九十条」と、同項第四号中「第七十五条第二項」とあるのは「第四百四十九条において準用する第七十五条第二項」と、同項第

項第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第四百四十九条」と、第九十一条中「第九十四条」とあるのは「第四百四十九条において準用する第九十四条」と、第九十四条中「前条」とあるのは「第四百四十九条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第五節 共生型障害福祉サービスの基準

(共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

第四百四十九条の二 自立訓練(機能訓練)に係る共生型障害福祉サービス(以下「共生型自立訓練(機能訓練)」という。)の事業を行う指定通所介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数と共生型自立訓練(機能訓練)の利用者の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。

二 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型自立訓練(機能訓練)の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。

三 共生型自立訓練(機能訓練)の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(機能訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第四百四十九条の三 共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定小規模

五号及び第六号中「次条」とあるのは「第四百四十九条」と、第九十一条中「第九十四条」とあるのは「第四百四十九条において準用する第九十四条」と、第九十四条中「前条」とあるのは「第四百四十九条において準用する前条」と読み替えるものとする。

多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員を二十九人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、十八人）以下とすること。

二 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が行う指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスの利用定員を登録定員の二分の一から十人（登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては次の表の上欄に掲げる登録定員の人数に同じそれぞれ同表の下欄に定める利用定員の人数、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては十二人）までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
二十六人又は二十七人	十六人
二十八人	十七人
二十九人	十八人

三 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に發揮しうる適当な広さを有すること。

四 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者の数並びに共生型通いサービスを受ける障

害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十三条若しくは第七十一条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条に規定する基準を満たしていること。

五 共生型自立訓練（機能訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第四百四十九条の四 第十条から第二十一条まで、第二十三条、第二十四条、第二十九条、第三十七条から第四十二条まで、第五十二条、第五十九条から第六十二条まで、第六十八条、第七十条から第七十二条まで、第七十五条から第七十七条まで、第八十一条、第八十七条の二から第九十四条まで、第四百四十二条及び前節（第四百四十九条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。

第六節 基準該当障害福祉サービスの基準

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

第五十条の二 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者等が地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練（機能訓練）と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練（機能訓練）事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については、適用しない。

第五節 基準該当障害福祉サービスの基準

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

第五十条の二 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練（機能訓練）と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練（機能訓練）事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については、適用しない。

一 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス、第九十七条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第六十条の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第五十五条の八の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第七十二条の四において準用する指定通所支援基準条例第五十五条の八の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス）を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を二十九人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等）にあつては、十八人）以下とすること。

二 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス、第九十七条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第六十条の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第五十五条の八の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第七十二条の四において準用する指定通所支援基準条例第五十五条の八の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス）を受けける障害者及び障害児の数の合計数の一日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。）を登録定員の二分の一から十五人（登録定員が二十五人を超

一 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス、第九十七条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第六十条の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第五十五条の八の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第七十二条の四において準用する指定通所支援基準条例第五十五条の八の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス）を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を二十九人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所）にあつては、十八人）以下とすること。

二 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス、第九十七条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第六十条の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第五十五条の八の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第七十二条の四において準用する指定通所支援基準条例第五十五条の八の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス）を受けける障害者及び障害児の数の合計数の一日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。）を登録定員の二分の一から十五人（登録定員が二十五人を超

える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては次の表の上欄に掲げる登録定員の人数に応じそれぞれ同表の下欄に定める利用定員の人数、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては十二人）までの範囲内とすること。

略

三〇五略

第百五十二条 自立訓練（生活訓練）（規則第六条の六第二号の自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（生活訓練）」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、同号に規定する期間にわたり生活能力の維持、向上等のために必要な支援、訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（記録の整備等）

第百五十八条 1・2略

3 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者又はその家族から当該利用者に係る前項の記録の開示を求められた場合は、当該利用者の不利益にならない範囲において可能な限り開示するよう努めなければならない。

（準用）

第百五十九条 第十条から第十九条まで、第二十一条、第二十四条、第二十九条、第三十七条から第四十二条まで、第五十九条から第六十二条まで、第六十八条、第七十条から第七十二条まで、第七十五条、第七十六

える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては次の表の上欄に掲げる登録定員の人数に応じそれぞれ同表の下欄に定める利用定員の人数、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては十二人）までの範囲内とすること。

略

三〇五略

第百五十二条 自立訓練（生活訓練）（規則第六条の六第二号の自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（生活訓練）」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、規則第六条の七第二号に規定する者に対して、規則第六条の六第二号に規定する期間にわたり生活能力の維持、向上等のために必要な支援、訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（記録の整備）

第百五十八条 1・2略

（準用）

第百五十九条 第十条から第十九条まで、第二十一条、第二十四条、第二十九条、第三十七条から第四十二条まで、第五十九条から第六十二条まで、第六十八条、第七十条から第七十二条まで、第七十五条、第七十六

条、第八十七條の二から第九十四條まで、第四百四十七條及び第四百四十八條の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第十條第一項中「第三十二條」とあるのは「第五十九條において準用する第九十一條」と、第二十一條第二項中「次條第一項から第三項まで」とあるのは「第五十七條第七條第一項から第四項まで」と、第二十四條第二項中「第二十二條第二項」とあるのは「第五十七條第二項」と、第五十九條第一項中「次條第一項」とあるのは「第五十九條において準用する次條第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第六十條中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同條第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第六十一條中「前條」とあるのは「第五十九條において準用する前條」と、第九十一條中「第九十四條」とあるのは「第五十九條において準用する第九十四條」と、第九十四條中「前條」とあるのは「第五十九條において準用する前條」と読み替えるものとする。

第五節 共生型障害福祉サービスの基準

（共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う指定通所介護事業者等の基準）

第五十九條の二 自立訓練（生活訓練）に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型自立訓練（生活訓練）」という。）の事業を行う指定通所介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- 一 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数と共生型自立訓練（生活訓練）の利用者の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。

二 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所

条、第八十八條から第九十四條まで、第四百四十七條及び第四百四十八條の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第十條第一項中「第三十二條」とあるのは「第五十九條において準用する第九十一條」と、第二十一條第二項中「次條第一項から第三項まで」とあるのは「第五十七條第七條第一項から第四項まで」と、第二十四條第二項中「第二十二條第二項」とあるのは「第五十七條第二項」と、第五十九條第一項中「次條第一項」とあるのは「第五十九條において準用する次條第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第六十條中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同條第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第六十一條中「前條」とあるのは「第五十九條において準用する前條」と、第九十一條中「第九十四條」とあるのは「第五十九條において準用する第九十四條」と、第九十四條中「前條」とあるのは「第五十九條において準用する前條」と読み替えるものとする。

等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型自立訓練（生活訓練）の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。

三 共生型自立訓練（生活訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）

第百五十九条の三 共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員を二十九人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、十八人）以下とすること。

二 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が行う指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスの利用定員を登録定員の二分の一から十人（登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては次の表の上欄に掲げる登録定員の人数に应じそれぞれ同表の下欄に定める利用定員の人数、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては十二人）までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
二十六人又は二十七人	十六人

二十八人	十七人
二十九人	十八人

三 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

四 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十三条若しくは第七十一条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条に規定する基準を満たしていること。

五 共生型自立訓練（生活訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第百五十九条の四 第十条から第十九条まで、第二十一条、第二十四条、第二十九条、第三十七条から第四十二条まで、第五十二条、第五十九条から第六十二条まで、第六十八条、第七十条から第七十二条まで、第七十五条、第七十六条、第八十一条、第八十七条の二から第九十四条まで、第百四十七条、第百四十八条、第百五十二条及び前節（第百五十九条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。

第六節 基準該当障害福祉サービスの基準

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

第六十条の二 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者等が地域において自立訓練（生活訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（生活訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練（生活訓練）と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練（生活訓練）事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については、適用しない。

一 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、第九十七条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第九十五条の二の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第五十五条の八の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第七十二条の四において準用する指定通所支援基準条例第五十五条の八の規定により基準該当放課後等デイサービストみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を二十九人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等）にあつては、十八人）以下とすること。

二 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定

第五節 基準該当障害福祉サービスの基準

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

第六十条の二 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が地域において自立訓練（生活訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（生活訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練（生活訓練）と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練（生活訓練）事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については、適用しない。

一 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、第九十七条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第九十五条の二の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第五十五条の八の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第七十二条の四において準用する指定通所支援基準条例第五十五条の八の規定により基準該当放課後等デイサービストみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を二十九人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所）にあつては、十八人）以下とすること。

二 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定

員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、第九十七条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第二百五十条の二の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第五十五条の八の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第七十二条の四において準用する指定通所支援基準条例第五十五条の八の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の一日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。）を登録定員の二分の一から十五人（登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては次の表の上欄に掲げる登録定員の人数に応じそれぞれ同表の下欄に定める利用定員の人数、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては十二人）までの範囲内とすること。

略

三〇五略

（通勤のための訓練の実施）

第六百六十七条の二 指定就労移行支援事業者は、利用者が自ら通常の事業所に通勤することができるよう、通勤のための訓練を実施しなければならない。

（実習の実施）

第六百六十八条 1略

員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、第九十七条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第二百五十条の二の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第五十五条の八の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第七十二条の四において準用する指定通所支援基準条例第五十五条の八の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の一日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。）を登録定員の二分の一から十五人（登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては次の表の上欄に掲げる登録定員の人数に応じそれぞれ同表の下欄に定める利用定員の人数、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては十二人）までの範囲内とすること。

略

三〇五略

（実習の実施）

第六百六十八条 1略

2 指定就労移行支援事業者は、前項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

(準用)

第七十二条 第十条から第十八条まで、第二十条、第二十一条、第二十四条、第二十九条、第三十七条から第四十二条まで、第五十九条から第六十二条まで、第六十八条、第七十条から第七十二条まで、第七十五条から第七十七条まで、第八十六条、第八十七条、第八十八条から第九十四条まで、第四百四十六条、第四百四十七条及び第四百五十七条の二の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十二条」とあるのは「第七十二条において準用する第九十一条」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第七十二条において準用する第四百四十六条第一項」と、第二十四条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第七十二条において準用する第四百四十六条第二項」と、第五十九条第一項中「次条第一項」とあるのは「第七十二条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第六十条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第六十一条中「前条」とあるのは「第七十二条において準用する前条」と、第七十七条第二項第一号中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第二号中「第五十五条第一項」とあるのは「第七十二条において準用する第二十条第一項」と、同項第三号中「

2 指定就労移行支援事業者は、前項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第二十七条第二項の障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。）、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

(準用)

第七十二条 第十条から第十八条まで、第二十条、第二十一条、第二十四条、第二十九条、第三十七条から第四十二条まで、第五十九条から第六十二条まで、第六十八条、第七十条から第七十二条まで、第七十五条から第七十七条まで、第八十六条から第九十四条まで、第四百四十六条、第四百四十七条及び第四百五十七条の二の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十二条」とあるのは「第七十二条において準用する第九十一条」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第七十二条において準用する第四百四十六条第一項」と、第二十四条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第七十二条において準用する第四百四十六条第二項」と、第五十九条第一項中「次条第一項」とあるのは「第七十二条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第六十条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第六十一条中「前条」とあるのは「第七十二条において準用する前条」と、第七十七条第二項第一号中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第二号中「第五十五条第一項」とあるのは「第七十二条において準用する第二十条第一項」と、同項第三号中「第六十七条」とあるのは「

第六十七条」とあるのは「第七十二条において準用する第九十条」と、同項第四号中「第七十五条第二項」とあるのは「第七十二条において準用する第七十五条第二項」と、同項第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第七十二条」と、第九十一条中「第九十四条」とあるのは「第七十二条において準用する第九十四条」と、第九十四条中「前条」とあるのは「第七十二条において準用する前条」と、第五十七条の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）が」とあるのは「支給決定障害者（厚生労働大臣が定める者に限る。）が」と、同条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）の」とあるのは「支給決定障害者（厚生労働大臣が定める者を除く。）の」と読み替えるものとする。

第十三章 就労定着支援

第一節 基本方針

第九十四条の二 就労定着支援に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労定着支援」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労に向けた支援として規則第六条の十の二に規定するものを受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者に対して、規則第六条の十の三に規定する期間にわたり、当該通常の事業所での就労の継続を図るために必要な当該通常の事業所の事業主、障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の者との連絡調整その他の支援を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第二節 人員の基準

（従業者の員数）

第九十四条の三 指定就労定着支援の事業を行う者（以下「指定就労定

第七十二条において準用する第九十条」と、同項第四号中「第七十五条第二項」とあるのは「第七十二条において準用する第七十五条第二項」と、同項第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第七十二条」と、第九十一条中「第九十四条」とあるのは「第七十二条において準用する第九十四条」と、第九十四条中「前条」とあるのは「第七十二条において準用する前条」と、第五十七条の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）が」とあるのは「支給決定障害者（厚生労働大臣が定める者に限る。）が」と、同条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）の」とあるのは「支給決定障害者（厚生労働大臣が定める者を除く。）の」と読み替えるものとする。

着支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定就労定着支援事業所」という。)に置くべき就労定着支援員の数は、指定就労定着支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を四十で除した数以上とする。

2 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援事業所ごとに、次に掲げる当該指定就労定着支援の事業の利用者の数(当該指定就労定着支援事業者が、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型(以下「生活介護等」という。)に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定就労定着支援の事業と生活介護等に係る指定障害福祉サービスの事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所において一体的に運営している指定就労定着支援の事業及び生活介護等に係る指定障害福祉サービスの事業の利用者の合計数。以下この条において同じ。)の区分に応じ、当該各号に定める数を、サービス管理責任者として置くこととする。

一 利用者の数が六十以下 一以上
二 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

3 前二項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、当該利用者の数は推定数とする。

4 第一項の就労定着支援員及び第二項のサービス管理責任者は、専ら当該指定就労定着支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

5 第二項のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

(準用)

第九十四條の四 第五十二條の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。

第三節 設備の基準

(設備及び備品等)

第九十四條の五 指定就労定着支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定就労定着支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

第四節 運営の基準

(サービス管理責任者の責務)

第九十四條の六 サービス管理責任者は、第九十四條の十二において準用する第六十條に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定就労定着支援事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

二 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を継続して営むことができるよう必要な支援を行うこと。

三 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(実施主体)

第九十四條の七 指定就労定着支援事業者は、過去三年間において平均一人以上、通常の事業所に新たに障害者を雇用させている生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者でなければならない。

(職場への定着のための支援の実施)

第九十四条の八 指定就労定着支援事業者は、利用者の職場への定着及び就労の継続を図るため、新たに障害者を雇用した通常の事業所の事業主、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整及び連携を行うとともに、利用者及びその家族等に対して、当該雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援を提供しなければならない。

2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対して前項の支援を提供するに当たっては、一月に一回以上当該利用者との対面により行うとともに、一月に一回以上当該利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問することにより当該利用者の職場での状況を把握するよう努めなければならない。

(サービス利用中に離職する者への支援)

第九十四条の九 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援の提供期間中に雇用された通常の事業所を離職する利用者であつて当該離職後も他の通常の事業所への就職等を希望するものに対し、指定特定相談支援事業者その他の関係者と連携し、他の指定障害福祉サービス事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(運営規程)

第九十四条の十 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営に係る重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

一 目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

- 三 営業日及び営業時間
 - 四 指定就労定着支援の提供方法及び内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
 - 五 通常の事業の実施地域
 - 六 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
 - 七 虐待の防止及び早期発見並びに虐待があつた場合の対応に関する事項
 - 八 その他運営に関する重要事項
(記録の整備等)
- 第九十四条の十一 指定就労定着支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。
- 2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対する指定就労定着支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定就労定着支援を提供した日から五年間保存しなければならない。
 - 一 次条において準用する第二十条第一項の規定によるサービスの提供の記録
 - 二 次条において読み替えて準用する第六十条第一項の規定により作成する就労定着支援計画
 - 三 次条において準用する第三十条の規定による市町村への通知に係る記録
 - 四 次条において準用する第四十条第二項の規定による苦情の内容等の記録
 - 五 次条において準用する第四十一条第二項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

3 指定就労定着支援事業者は、利用者又はその家族から当該利用者に係る前項の記録の開示を求められた場合は、当該利用者の不利益にならない範囲において可能な限り開示するよう努めなければならない。

(準用)

第九百九十四条の十二 第十条から第二十四条まで、第三十条、第三十四条から第四十二条まで、第五十九条、第六十条、第六十二条及び第六十八条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十二条」とあるのは「第九百九十四条の十」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第九百九十四条の十二」において準用する次条第一項」と、第二十四条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第九百九十四条の十二」において準用する第二十二条第二項」と、第五十九条第一項中「次条第一項」とあるのは「第九百九十四条の十二」において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と、第六十条中「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と読み替えるものとする。

第十四章 自立生活援助

第一節 基本方針

第九百九十四条の十三 自立生活援助に係る指定障害福祉サービス(以下「指定自立生活援助」という。)の事業は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時の通報を受けて行う訪問、当該利用者からの相談対応等により、当該利用者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言その他の必要な支援が、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の状況及びその置かれていた環境に応じて、適切かつ効果的に行うものでなければならない

第二節 人員の基準

(従業者の員数)

第九十四条の十四 指定自立生活援助の事業を行う者（以下「指定自立生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定自立生活援助事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- 一 地域生活支援員 指定自立生活援助事業ごとに、一以上
- 二 サービス管理責任者 指定自立生活援助事業ごとに、イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる数

イ 利用者の数が三十以下 一以上

ロ 利用者の数が三十一以上 一に、利用者の数が三十を超えて三十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

2 前項第一号の地域生活支援員の員数の標準は、利用者の数が二十五又はその端数を増すごとに一とする。

3 第一項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、当該利用者の数は推定数とする。

4 第一項に規定する指定自立生活援助事業所の従業者は、専ら当該指定自立生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(準用)

第九十四条の十五 第五十二条の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。

第三節 設備の基準

(準用)

第九十四条の十六 第九十四条の五の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。

第四節 運営の基準

(実施主体)

第九十四条の十七 指定自立生活援助事業者は、指定障害福祉サービス事業者（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、宿泊型自立訓練又は共同生活援助の事業を行う者に限る。）は、指定障害者支援施設又は指定相談支援事業者でなければならない。

(定期的な訪問による支援)

第九十四条の十八 指定自立生活援助事業者は、おおむね週に一回以上、利用者の居宅を訪問することにより、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助を行わなければならない。

(随時の通報による支援等)

第九十四条の十九 指定自立生活援助事業者は、利用者からの通報があった場合には、速やかに当該利用者の居宅への訪問等による状況把握を行わなければならない。

2 指定自立生活援助事業者は、前項の規定により行った状況把握を踏まえ、当該利用者の家族、当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関等との連絡調整その他の必要な措置を適切に講じなければならない。

3 指定自立生活援助事業者は、利用者の心身の状況及び障害の特性に応じ、適切な方法により、当該利用者との常時の連絡体制を確保しなければ

ばならない。

(準用)

第九十四条の二十、第十条から第二十四条まで、第三十条、第三十四条から第四十二条まで、第五十九条、第六十条、第六十二条、第六十八条、第九十四条の六、第九十四条の十及び第九十四条の十一の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十二条」とあるのは「第九十四条の二十において準用する第九十四条の十」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第九十四条の二十において準用する次条第一項」と、第六十条中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と読み替えるものとする。

第十五章 共同生活援助

(介護及び家事等)

第九十九条 1・2略

3 指定共同生活援助事業者は、その利用者に対して、当該利用者の負担により、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による介護又は家事等(指定共同生活援助として提供される介護又は家事等を除く。)を受けさせてはならない。

第五節 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の基本方針

並びに人員、設備及び運営の基準

第一款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第二百一条の二 前各節の規定にかかわらず、日中サービス支援型指定共同生活援助(指定共同生活援助であつて、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により、常時介護を要する者に対して

第十三章 共同生活援助

(介護及び家事等)

第九十九条 1・2略

3 指定共同生活援助事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による介護又は家事等を受けさせてはならない。

、常時の支援体制を確保した上で行われる入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業者」という。）の基本方針並びに人員、設備及び運営の基準については、この節に定めるところによる。

（基本方針）

第二百一条の二の二 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業は、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第二款 人員の基準

（従業者の員数）

第二百一条の二の三 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者が当該事業を行う事業所（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 世話人 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる世話人の総数は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を五で除した数以上とすること。

二 生活支援員 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる生活支援員の総数は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、

次のイからニまでに掲げる数の合計数以上とすること。

イ 区分省令第一条第四号の区分三に該当する利用者の数を九で除した数

ロ 区分省令第一条第五号の区分四に該当する利用者の数を六で除した数

ハ 区分省令第一条第六号の区分五に該当する利用者の数を四で除した数

ニ 区分省令第一条第七号の区分六に該当する利用者の数を二・五で除した数

三 サービス管理責任者 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる数

イ 利用者の数が三十以下 一以上

ロ 利用者の数が三十一以上 一に、利用者の数が三十を超えて三十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

2 前項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者のほか、共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯を通じて一以上の夜間支援従事者（夜間及び深夜の時間帯に勤務（宿直勤務を除く。）を行つて世話人又は生活支援員をいう。）を置くものとする。

3 第一項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、当該利用者の数は推定数とする。

4 第一項及び第二項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者は、専ら当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

5 第一項及び第二項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

(準用)

第二百一条の二の四 第九十七条の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。

第三款 設備の基準

(設備)

第二百一条の二の五 日中サービス支援型指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族及び地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所施設又は病院の敷地外に立地しなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所は、一以上の共同生活住居を有するものとし、当該共同生活住居の入居定員の合計は、四人以上とする。

3 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならない。

4 共同生活住居は、その入居定員を二人以上十人以下とする。ただし、構造上、共同生活住居ごとの独立性が確保されており、利用者の支援に支障がない場合は、一つの建物に複数の共同生活住居を設けることができるものとする。この場合において、一つの建物の入居定員の合計は、二十人以下とする。

5 既存の建物を共同生活住居とする場合にあつては、前項の規定にかかわらず、当該共同生活住居の入居定員を二人以上二十人（知事が特に必要があると認めるときは、三十人）以下とすることができる。

6 既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であつ

て、知事が特に必要があると認めるときは、前二項の規定にかかわらず、当該共同生活住居の入居定員を二人以上三十人以下（ただし、当該共同生活住居を改築する時点の入居定員と同数を上限とする。）とすることができる。

7 共同生活住居は、一以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。

8 ユニットの入居定員は、二人以上十人以下とする。

9 ユニットには、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けることとし、その基準は、次のとおりとする。

一 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

二 一の居室の面積は、収納設備等を除き、七・四三平方メートル以上とすること。

第四款 運営の基準

(実施主体)

第二百一条の二の六 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、当該日中サービス支援型指定共同生活援助と同時に第九十九条の指定短期入所（第百条第一項の併設事業所又は同条第三項の単独型事業所に係るものに限る。）を行う者でなければならない。

(介護及び家事等)

第二百一条の二の七 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、介護を行うに当たっては、利用者の身体及び精神の状況に応じ、当該利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、調理、洗濯その他の

家事等を行うに当たっては、原則として利用者と従業者が共同で行うよう努めなければならない。

3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、常時一人以上の従業者を介護又は家事等に従事させなければならない。

4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、その利用者に対して、当該利用者の負担により、当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による介護又は家事等（日中サービス支援型指定共同生活援助として提供される介護又は家事等を除く。）を受けさせてはならない。

（社会生活上の便宜の供与等）

第二百一条の二の八 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者の身体及び精神の状況又はその置かれている環境等に応じて、利用者の意向に基づき、社会生活上必要な支援を適切に行わなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者について、特定相談支援事業を行う者又は他の障害福祉サービスの事業を行う者等との連絡調整に努めなければならない。

3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行わなければならない。

4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

（協議の場の設置等）

第二百一条の二の九 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、法第八十九条の三第一項の協議会その他知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの（以下「協議会等」という。）に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を整備しなければならない。

（準用）

第二百一条の二の十 第十条、第十二条、第十三条、第十五条から第十八条まで、第二十一条、第二十四条、第二十九条、第三十七条から第四十二条まで、第五十五条、第六十条、第六十二条、第六十八条、第七十二条、第七十五条から第七十七条まで、第九十条、第九十二条、第九十四条、第九十五条から第九十九条の二、第九十九条の三から第九十九条の六まで及び第九十九条の三から第九十九条の四までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十二条」とあるのは「第二百一条の二の十において準用する第九十九条の三」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第二百一条の二の十において準用する第九十九条の四第一項」と、第二十四条第二項中「第二十二條第二項」とあるのは「第二百一条の二の十において準用する第九十九条の四第二項」と、第六十条及び第七十七条第二項第一号中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同項第二号中「第五十五条第一項」とあるのは「第二百一条の二の十において準用する第五十五条第一項」と

、同項第三号中「第六十七条」とあるのは「第二百一条の二十において準用する第九十条」と、同項第四号中「第七十五条第二項」とあるのは「第二百一条の二十において準用する第七十五条第二項」と、同項第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第二百一条の二十」と、第九十四条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第二百一条の二十において準用する第二百条の四の協力医療機関及び協力歯科医療機関」と、第五十七條の二第一項中「指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る」とあるのは「入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く」と、同条第二項中「指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く」とあるのは「入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る」と読み替えるものとする。

第六節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針
並びに人員、設備及び運営の基準

(この節の趣旨)

第二百一条の十一 第一節から第四節までの規定にかかわらず、外部サービス利用型指定共同生活援助（指定共同生活援助であつて、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により行われる外部サービス利用型共同生活援助計画（第二百一条の十二において読み替えて準用する第六十条の外部サービス利用型共同生活援助計画をいう。以下同じ。）の作成、相談その他の日常生活上の援助（第二百一条の四第一項において「基本サービス」という。）及び当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業者が委託する指定居宅介護事業者（以下「受託居宅介護サービス事業者」という。）により、当該外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき行われる入浴、排せつ又は食事の介護

第五節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針
並びに人員、設備及び運営の基準

(この節の趣旨)

第二百一条の二 前各節の規定にかかわらず、外部サービス利用型指定共同生活援助（指定共同生活援助であつて、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により行われる外部サービス利用型共同生活援助計画（第二百一条の十二において読み替えて準用する第六十条の外部サービス利用型共同生活援助計画をいう。以下同じ。）の作成、相談その他の日常生活上の援助（第二百一条の四第一項において「基本サービス」という。）及び当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業者が委託する指定居宅介護事業者（以下「受託居宅介護サービス事業者」という。）により、当該外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき行われる入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の

その他の日常生活上の援助（以下「受託居宅介護サービス」という。）をいう。以下同じ。）の事業を行うものの基本方針並びに人員、設備及び運営の基準については、この節に定めるところによる。

第十六章 多機能型の特例

（従業者の員数等に関する特例）

第二百二条 多機能型による指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所及び指定就労継続支援B型事業所並びに指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所（指定通所支援基準第五十六条の指定医療型児童発達支援事業をいう。）及び指定放課後等デイサービス事業所（以下「多機能型事業所」と総称する。）は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が二十人未満である場合は、第八十条第六項、第四百四十三条第六項及び第七項、第五百五十三条第六項、第六百六十三条第四項及び第五項並びに第七百七十四条第四項（第八百八十七条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、一人以上の者を、常勤でなければならぬものとすることができる。

2 略

第十七章・第十八章略

附則

（地域移行支援型ホームに係る協議の場の設置）

第七条 1略

援助（以下「受託居宅介護サービス」という。）をいう。以下同じ。）の事業を行うものの基本方針並びに人員、設備及び運営の基準については、この節に定めるところによる。

第十四章 多機能型の特例

（従業者の員数等に関する特例）

第二百二条 多機能型による指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所及び指定就労継続支援B型事業所並びに指定児童発達支援事業所（指定通所支援基準第五条の指定児童発達支援事業所をいう。）、指定医療型児童発達支援事業所（指定通所支援基準第五十六条の指定医療型児童発達支援事業所をいう。）及び指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準第六十六条の指定放課後等デイサービス事業所をいう。）（以下「多機能型事業所」と総称する。）は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が二十人未満である場合は、第八十条第六項、第四百四十三条第六項及び第七項、第五百五十三条第六項、第六百六十三条第四項及び第五項並びに第七百七十四条第四項（第八百八十七条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、一人以上の者を、常勤でなければならぬものとすることができる。

2 略

第十五章・第十六章略

附則

（地域移行支援型ホームに係る協議の場の設置）

第七条 1略

2 地域移行支援型ホーム事業者は、協議会等に対して定期的に地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助の事業等の提供の状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

(指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例)

第十四条 第九十九条第三項及び第二百一条の二の七第四項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であつて、区分省令第一条第五号の区分四、同条第六号の区分五又は同条第七号の区分六に該当するものが、共同生活居住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合には、平成三十三年三月三十一日までの間、当該利用者については、適用しない。

2 第九十九条第三項及び第二百一条の二の七第四項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、区分省令第一条第五号の区分四、同条第六号の区分五又は同条第七号の区分六に該当するものが、共同生活居住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護(身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。)の利用を希望し、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合には、平成三十三年三月三十一日までの間、

2 地域移行支援型ホーム事業者は、法第八十九条の第三一項の協議会その他の知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの(以下この項において「協議会等」という。)に対して定期的に地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助の事業等の提供の状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

(指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例)

第十四条 第九十九条第三項の規定は、指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であつて、区分省令第一条第五号の区分四、同条第六号の区分五又は同条第七号の区分六に該当するものが、共同生活居住居内において、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合には、平成三十年三月三十一日までの間、当該利用者については、適用しない。

2 第九十九条第三項の規定は、指定共同生活援助事業所の利用者のうち、区分省令第一条第五号の区分四、同条第六号の区分五又は同条第七号の区分六に該当するものが、共同生活居住居内において、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護(身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。)の利用を希望し、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合には、平成三十年三月三十一日までの間、当該利用者については、適用しない。

当該利用者については、適用しない。

一・二略

3 前二項の場合において、第九十六條第一項第二号から二まで及び

第二百一條の二の三第一項第二号から二までの規定中「利用者の数」とあるのは、「利用者の数（附則第十四條第一項又は第二項の規定の適用を受ける者にあつては、当該利用者の数に二分の一を乗じて得た数）」とする。

一・二略

3 前二項の場合において、第九十六條第一項第二号から二までの規

定中「利用者の数」とあるのは、「利用者の数（附則第十四條第一項又は第二項の規定の適用を受ける者にあつては、当該利用者の数に二分の一を乗じて得た数）」とする。